

官報

号外 昭和二十三年三月二十九日

○第五回衆議院會議錄第六号

昭和二十四年三月二十八日(月曜日)

議事日程 第五号

午後一時開議

第一 内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案(米窪滿亮君 外百十五名提出)

第二 日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 自由討議 (前会の続)

●本日の會議に付した事件

日程第一 内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案(米窪滿亮君 外百十五名提出)

日程第二 日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時五十分開議

○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

○山本猛夫君 この際暫時休憩せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後三時三十分開議

○副議長(岩本信行君) 休憩前に引続きまして會議を開きます。

第一 内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案(米窪滿亮君 外百十五名提出)

(委員會審査省略要求事件)

○副議長(岩本信行君) 日程第一は提出者より委員會の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ございませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。

日程第一、内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。三宅正一君。

内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案

内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案

關する決議案

政府は、速かに予算を提出し、且つ即時内閣総理大臣の施政方針演説を行ふべし。かりに予算の提出が遅延する場合においても内閣総理大臣の施政方針演説は三月二十九日までに行ふべきである。

右決議する。

〔三宅正一君登壇〕

○三宅正一君 社会、共産、國協、農民新党、労働、社革、在野六党共同提案になります。内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案の趣旨弁明をいたします。

まず主文を朗読いたします。

内閣総理大臣の施政方針演説に關する決議案

政府は、速かに予算を提出し、且つ即時内閣総理大臣の施政方針演説を行ふべし。かりに予算の提出が遅延する場合においても内閣総理大臣の施政方針演説は三月二十九日までに行ふべきである。

右決議する。(拍手)

総選挙後の國會が召集されました

のは二月十一日でありまして、國會は即日吉田民自党總裁を總理大臣に指名するとともに、會期を七十日と決定いたしましたのであります。

すでに七十日の會期の半ば以上を過ぎたにもかかわらず、いまだ予算案の提出を見ず、總理の施政方針演説も行われないことは、遺憾千万であります。

予算案提出が遅れている事情については、占領下困難をきわめる日本の國情において、われわれもその容易でないことは、これを認むるにやぶさかではありません。しかしながら、政府はすでに月末までに通過を予定せる二十数件の法律案を本院に提出せられておるのであります。これらの法律案が、予算案との関連において審議されなければならぬことはもとよりであり、さらにまた吉田内閣施政全般の方針との関連において審議されなければならぬことは申すまでもありません。(拍手)たとへば、政府がすでに本院に提出された臨時物資需給調整法の一部改正は、野菜その他の統制撤廃問題、供米完了後の米の自由販賣問題等からみまして、吉田民自党内閣の施政の方向に大きな関連をもち、石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律、産業設備營團の業務上の損失に対する國家補償法等は巨額の財政支出を伴うものであつて、予算案との関連においてこれを審議すべきは當然の次第であると考えるのであります。(拍手)さらにまた、國家行政組織法の一部改正に至りましては、数十万人の官公廳職員的首切りに關係し、失業対策、公共事業費等との相關關係において議されなければならぬ大問題なのであります。(拍手)よつてわれわれは、まず予算案の急速なる提出を要求し、その提出の日時につき政府の責任ある言明を要求するものであります。(拍手)

しかし、予算案提出が月を越すがごとき事情にあるならば、予算案の提出をまたずに、吉田内閣は遅くも明二十九日までに總理大臣の施政方針演説を行わなければならないものであります。(拍手)その上に立つてわれわれは政府提出の諸法案を審議することとしたいのであります。國會開會後すでに四十五日、本來ならば首相は、國會側の要求をまつまでもなく、すでに再々本院に出席し、予算案提出の遅れている事情、政府施政の方針等につき率直に國會に説明するにとともに、國會を通じて主権者たる國民にこれを報告し、その批判と協力を求めることは、民主主義政治運用上當然の道理であると信ずるものであります。(拍手)

以上の理由により、われら野党各派は、明二十九日までに總理大臣の施政方針演説をとり行われることを政府に要求するものであります。(拍手)しかし政府は、少くとも以下の諸点に對しその所信を宣明して、國民の前にその責任を明らかにすべきであります。

第一に、すでに提出されつつある二十数件の法律案につき、これに内包する吉田内閣施政の大綱を説明するべきであると存するのであります。(拍手)第二には、経済九原則をいかに施政の上に具現し、かつ九原則と民主自由党のいわゆる自由主義政策との二律背

明治二十五年三月三十一日
第三編 郵便物 第三号

反をいかに調整せんとするかというこ
とを説明すべきであります。(拍手)取
引高税の廃止、所得税の軽減、供米完
了後の米の自由販賣等々の公約は、い
つどうやうて実現されるのか。経済九
原則は総選挙前に指令された原則であ
りまして、それと反対の方向の政策を
無責任に公約して國民を欺瞞するがご
ときは、その責任実に重大であるが、
それらの点に対する政府の所信を表明
するべきであると存するのであります。
(拍手)

第三には、今回の総選挙に際し、國
民は、連立政権の不安定と弱体を超克
するため、民主自由党に絶対多数を興
え、安定せる單獨政権樹立の意思を表
示したにもかかわらず、解散前の不信
任案提出者たる民主党の一部を不自然
に分裂せしめて連立政権を強行せる行
爲についても、進んでその所信を國民
に説明すべき責任ありと信ずるもので
あります。七十日の会期すでに半ばを
過ぎて予算案の提出を見ないことは、
すでに重大なる責任問題であります。
さらに加えて、二十数件の法律案を上
程しながら、総理がその大綱について
の演説もせずにおくことは、國會輕視
のはなはだしきものであり、主権者た
る國民を侮辱する行爲であり、民主主
義に逆行する惡慣例をつくるものであ
ると断ぜざるを得ないのであります。
(拍手)

これ、在野各派が共同して決議案を
提出せんとしたゆえんであります。政
府は、與黨の多数を横断を押すことな
く、道理の上に立つてわれらの要望を
いれるべきであると存するのでありま
す。(拍手)

以上をもちまして決議案提出の説明
といたす次第であります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) これより討論
に入ります。石田博英君。

〔石田博英君登壇〕

○石田博英君 三宅正一君は、しばら
く追放に該当せられておつて、戦後の
わが國の政治の現実について御存じが
ないと思えます。(拍手)従つて、前も
つて、三宅君がお休み中におきます
る、現在三宅君が所属しておられる社
会党の片山内閣がどういふことをやつ
て参つたかといふことを、念のために
申し上げておきたいと思ひのでありま
す。(拍手)

まず第一に、片山内閣は一昨年の五
月二十三日に指名を受けまして、施政
方針の演説を行いましたのが七月の一
日であります。(拍手)その点は十分お
忘れなく御記憶を願ひたいと思ひので
あります。(拍手)

さらに、予算案の提出の時期が遅
れ、またその予算案の準備の過程にお
いて公約をどうするかといふ点につい
て、いろいろ御意見がありました。私
どもは、ここで、社会党の片山内閣が
行つた公約無視の態度と、わが党が予
算編成において今日努力を行つておる
誠意とに雲泥の差があることを明
らかにしておきたいのであります。
(発言する者多し)すなわち社会党にお
いては、かくのごとく議席においてわ
れわれの發言を封殺しようと思つてお
る事實は、彼らがいかに自己の公約と
いふものを弊履のごとく唯々諸々とし
て捨てて来たかといふことを証明して
おるのである。(拍手)私どもは今日、
國民の前に行つた公約を誠意をもつて
履行するといふ態度においては、いさ

さかもかわりはないのであります。た
だ、はなはだ諸君にはお氣の毒である
けれども、わが党はここに二百六十九
名の絶対多数を擁して、お待ち遠さま
であるかもしれないけれども、今後四
箇年は少くとも政權を掌握するのであ
つて、(拍手)公約のごときは、そのと
きの現実に即し、順序を追うて誠実に
実行して行くこと論をまたないのであ
ります。

さらに、予算案の提出にあつて、
今日は、三宅正一君が議席を有してお
られた時代とは事情が違ひるのであつ
て、それは諸君と今席を並べておら
れるうちの大部分の諸君は百も承知で
あります。みずからが行い得ず、みず
からがなし得なかつたことを今日わが
党に責める前に、まず首を轉じて君の
の議席の隣を責むべきであると私は言
いたないのである。

さらに、今の御議論をもつてするな
らば、現在三月三十一日までには審議を
了しなげばならないところの法律案
が二十数件國會にかかつておる。その
ためには予算案の提示が必要であり、
施政方針の演説を行うことが必要であ
ると言われ、また施政方針の演説を行
うためには予算をすみやかに提出しな
ければならぬと言われるが、わが党は
今日何がゆゑに予算編成に苦慮努力を
しておるかとお申しますと、九原則ある
いはドッジ声明に基いてわが國の經濟
安定をもたらしめなすために、いかに
これを効率的に、いかに日本の現実の
上に生かして行かなければならぬかと
いふ点について必死の努力を傾注して
いるのであります。われ／＼が努力を
傾注している目的は、日本經濟の安定
をもたらすために國民の負担を輕

減し、國家の生産力を回復しますため
に、われ／＼が、わが民主自由黨の責
任において、吉田内閣の責任において
最善の道を見出したと努力を傾注し
ておるのであつて、この努力を承知し
ていながら、今その努力をばばもうと
するごとき決議案を提出することは、
國民の利益の美名に隠れて、みずから
党利党略のために國家國民を犠牲にす
る行爲と私は断定してはばからないので
あります。(拍手)

さらに、予算案の審議は行えないと
称しながら、各委員会において、共產
黨の諸君の一部を除きまして、他の大
分部の諸君はすでに審議を行い、審議
を了して、本會議に上程せられておる
議案が相次いでおる事實は、君のた
だいまの言論と大いに相反しておるこ
とを、事實が雄弁に証明しておる。わ
れわれ今日國會議員として國會の審議
權を尊重することは、あえて諸君の御
指示をまたないのであります。

政府はすみやかに予算案を會議に提
出する努力をしなすといふ要求につい
ては、わが党は他の何人にも劣るもので
はないのであります。またわれ／＼は、
その提出の早からんことを期待してお
るのであり、施政方針の演説のごとき
も、國會の審議に障害を及ぼさないた
めに可能最大限の時期において行ひこ
とは、これは當然であります。ところが
社会黨の諸君は、今日、二十九日に
行わなければ委員会の審議にさしさわ
ると言いながら、先週の土曜日の二十
六日には、きよう施政方針の演説を行
わなければ委員会の審議にさしさわ
るといふ決議を出して來ておる。二十六
日でなければ絶対いかなぬと言いなが
ら、今日また二十九日でなければいけ

ないといつて、たちまちにして日にち
を三日かえるところのものは、諸君らの
党利党略以外の何ものでもないゆえん
を、私どもはここに明らかにしたいの
であります。今日國家の直面したて
ております現実には、かくのごとき愚劣
なる党利党略に基く決議案を可決し得
る状態にないのであつて、わが党は、
かかる見地から、この決議案に断固反
對の意思を表示いたすものでありま
す。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 椎熊三郎君。

〔椎熊三郎君登壇〕

○椎熊三郎君 わが民主黨は——と申
しまして、世間傳うるところの、俗
にいう犬養派などという人たちは別
個でございます。本来の民主黨を守る
われ／＼は、本決議案に賛成の意を表
するのであります。(拍手)いささかこ
の決議案の賛成の私の所見を披露して
みたい。

わが民主黨は健全保守黨の立場をと
つておるもので、何でも反対せんがた
めの反対の行動はとりたくない、これ
が私どもの日ごろの心がけでございます。
従つてわれ／＼は、現吉田内閣に対
しまして、選挙直後、閣外協力なる
声明を發しておる。この有力なる、第
一党をとつて絶対多数を持つておる民
主自由黨のごとき内閣が、もしも單獨
内閣でやつてくれたならば、どんなに
國民が喜んだらうか、そういう意味
で、なるべく國家再建のために協力し
たい、これが私どもの考えである。

そこで政府は、二月の二十二日と二
月の二十七日との二回にわたつて來年
度の予算の大綱を關係方面に示された
といふことを、去る二十六日、大藏大
臣が運営委員會で言明されました。ま

ことに早手まわしで、けつこうなことでございまして。そこでわれ／＼は、その予算大綱が決定して、一日も早く国会にその内容を提示せられんことを國家のために期待しておつた。しかるに政府は、今月上旬より、いつごろ一体總理大臣の施政方針の演説をなさるかとの質問に對しましては、大体今月の二十六日にはやれると思ふ、このやういふことでございまして。しかるに、今月の二十二日になりまして、關係方面の予算の指示というものが参つたのでございまして。

一体、この指示が参つたということ、を今回の政府に限り世間に公表するといふことに、私は占領治下における政治のやり方として非常なる疑問を感じます。旧來といへども、予算編成等につきましては、占領治下、われ／＼は關係方面と深い折衝を重ねましたが、その決定にあたりましては、時の政府の全責任において予算を出した。しかるに、民主自由党の今回のやり方は、關係方面の強い指示によつてどうにもならないので、世間に対する公約などの不実行は内示に關係あるがごとき印象を何かしら與えるやうな言い分である。(拍手)これは政治家としては不謹慎でございまして。ことに、今日の占領治下におけるわが日本の政治家の行動としては、それを口にすべきではないと私は思ふ。政府と關係方面との交渉については、もとよりわれ／＼は政府を擁護することがございますから、その事情はよく同感できます。同感できますが、二十六日に大藏大臣は、内示を受けて目下折衝中ではあるが、来る四月五日、少くともそれ以前に予算書を國會に提出いたしますと、運営委員會

で言明せられた。まことに國家のために慶賀にたえない。御苦心ではございまいしやうが、五日までには予算書が國會に提出せられる。

そこで私には、それならちようどきよりあたり、少くともあすまでには政府は予算案全部にわたつて最後の決定をしなければならぬ段階に至つておると思はれる。すなわち、大体予算の大綱がきまり、一切の計算が整備せられて、これを印刷にまわしますと、晝夜兼行でやつても一週間はかかるということだ。そういうことを言明しつつ、なお四月五日に予算を出せるとなれば、五日から逆算してみても、これは二十八、九日ごろには、政府の方針といふものはびつたりと確定しておらなければならぬ。そういう事実を私どもは察知できるのであります。そうなたつたならば、一刻も早く予算の大綱を總理大臣の口から聞きたいというのが國民の熱望であり、民主自由党の諸君もそのことを主張せられておられたのですから、おそくも二十九日くらいまでには、絶対多数党たる吉田内閣の總理大臣は、その抱負鮮明をこの本會議場において吐露せられることが当然ではなからうか。

そこで私どもは、むりなことを申し上げても健全保守党としての閣外協力の立場に矛盾を來しますから、なるべくむりがないようにと思ひまして、実はわれ／＼は、先般、二十六日に總理大臣の演説をなすべしとの決議案を提出してありましたが、あの官房長官の言明や、二十二日の予算内示の内容や、過去における経過などを承りまして、政府にも御同情申し上げて、私どもは、二十六日にやれという決議はこ

れは不可能をしいるもので、むりを言うことでありますから、潔く私どもはその決議案を撤回いたしました。撤回いたしましたのが、本日の段階では、断じてむりではございせんぞ。五日までには出せると言ひ、もう今日きまつておらなければ、これは五日には出せるわけはない。そうすると、堂々總理大臣は二十九日あたり、ちようど手ごろの機會でございまして、それをやつておけば、社会党が言われるやうな、三月三十一日期限付の法律案の審議などにも、ともかくも間に合ひ。そうすると、社会党その他の在野党連合の決議案の趣旨といふものは、總理大臣吉田さんの演説で一べんに飛んでしまふかもしれない。それをなせやらないか。絶対多数党の威力はここにあると思ふ。

そも、世間傳えられるところの今日の予算を見ると、所得税の軽減も、取引高税の撤廃も、何もかもできないのだと、これができないことは、國家のためにいかに悪いかは別問題として、絶対多数党をとりしたる國民の側から言つて、実に遺憾千萬なことかもしれません。しかも、選挙に際してかくのごとき公約をなすといふのは一体何か。

九原則が発表せられたのは昨年の十二月十八日である。総選挙前だ。この九原則を見て、そんなことはできることではないといふのは、政治の一年生でもわかることじやないか。それがわかつておりながら、なおこのことを選挙に際して公約するといふのは、今石田君の言われた通り、党利党略以外の何ものでもないじやないか。(拍手)わからなかつたとなれば、これは不見識もはなは

だしい。経済九原則が出た時分に、前の國會で、民主自由党の尾崎君はこの壇上に立つて、経済九原則とわが党年來の主張とはびつたり一致しておると言明したのであります。一体どこが一致しておるのか。一致しておるなら、あんなうそは言われぬじやないか。あんなでたらめは言われぬじやないか。責任ある政治家は、そういう無責任なことをなしてはいけません。たゞ國民が困つていても、もう少し親切に、もう少し誠意ある行動をとらなければいかぬと思ふ。今新しく國會に席を有せられたる民主自由党の諸君の心情を考へて、私はまことに氣の毒にたえない次第であります。

そこで私は、とにかく以上の理由をもつて、吉田總理大臣は、来る二十九日までには堂々施政方針の演説を行ふべしとの、社会党ほか各派連合のこの決議案には賛成いたします。

ただこの際、私の次には、民主党と称するもので、田中伊三次君なる者がこの壇上に立つて反對せられるやうだ。そこで、これは絶好の機會でございまして、民主党と過去に言つておつた者の中に、これほど政治上の見解が明らかにかわつておる者があつたといふ事実を、本日この議政壇上で天下に報知していただく絶好の機會を得たことを、私は喜びにたえません。(拍手)

願わくば、われらと志を異にする犬養一派と称する人々の現内閣に對する連立協力の方式がいかなるものであるかを、諸君、御検討願ひたいのであります。時間の關係もありますので結論を急ぎます。私は、二十九日までには吉田總理大臣はこの壇上に於いて施政方針の

演説を行ふべしとの本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 田中伊三次君。

〔田中伊三次君登壇〕

○田中伊三次君 私は、民主党を代表して本決議案に反對の意を表明いたしたいと存じます。(拍手)

内閣總理大臣が、國會開会の劈頭において、すみやかに施政方針の演説を行ふことの必要あることは、言ひをまたないところであります。ただしかしながら、いかなる時期にその発表を行ふべきであるかといふことについては、施政方針演説の時期に關しましては若干の考察を必要といたします。

すなわち、内閣總理大臣がいたしました演説の基本となるものは、言うまでもなく政府の決定する予算案でございまして。予算の款項目に盛られたる数字を離れたところの施政一般といふものはあり得ないのであります。

(拍手)この施政一般の演説を行うにあたりましては、必ず政府の決定する予算案を必要とするのであります。同時に、この内閣總理大臣の施政演説に對する質疑を行う立場、國會の立場におきまして、その質疑を行います基本となるものは、言うまでもなく國民の輿論を代表して質疑を行う各党代表者の信念が中心となることはもちろんであります。これに加ふるに、内閣總理大臣の演説、いま一つは内閣總理大臣の演説の基いたるところの予算案の提出がなければ、質疑の進行は不可能に近いといわなければならぬのであります。(拍手)國會の劈頭において本議場において行ふ内閣總理大臣の施政方針演説並びにこれに對して行ひま

すところの國會議員の質疑、両者いずれもその基本となるべきものは予算案の準備並びにその提出であります。すなわちこの意味におきましては、予算案の提出は、両者の、演説を行い、質疑を行ふ者の絶対要件といわなければならないのでございます。

この趣旨に基きますときに、かねてより政府がしばしば、議院運営委員会を通じて説明をいたしておりますがごとくに、この数日を出して予算案の準備が整つて、國會にこれを提出することの運びとなる見通しが立つておるわけでありまして。この数日にしてとの見通しが立つておることに、この数日を待つことを得ずして、本日ここに本決議案の提出をなさんとするがときは、やむを得ざる國際事情を目して政争の具に供するものであるといわなければならないのであります。(拍手)

これ、私が断じて本決議案に賛成することのできない理由でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 林百郎君。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 政府は、二月十一日首班の指名がありまして以来、すでに一箇月半の時日を経過してゐるのでありますが、今もつて予算も作成することができず、かつ施政演説の公表すらなし得ないのであります。従つて、國會はもちろんのこと、國民は、民自党の選挙三月二十八日の際における公約がいかなる状態に置かれてゐるかといふことについては、多大な関心と不安を持つておるのであります。われわれは、民自党が予算の提出もできず、また施政発表もできないというのは、これは

しないのではなくて、できないのでありと断定せざるを得ないのであります。われわれは、絶対多数を持つてゐる民自党が、一箇月半になつて、今もつて予算の提出もできず、しかも施政演説もできないのならば、その責任をすみやかに明らかにすべきものだと思はざるを得ないのであります。(拍手)

先ほど石田君の發言によりまして、社會党もまたこの愚をしたではないかといふのでありますが、社會党のかかる最も悪い例を、何ゆゑ民自党はまた学ぶのであるか。われわれは、これを民自党に警告したいのであります。また石田議員は、われわれは首相の施政演説をなすべしといふ決議案を二十六日にした、これは明らかに党利党略であると言つたのであるが、われわれは、この決議案はすでに二十五日に上程しておるのであります。しかも、二十五日に何らかの結論を得ようと思つたのであるけれども、池田蔵相が關係方面に交渉してゐる、やむを得ない事態であるから明日に延ばしてくれといふことは、民自党の石田君自身の發言によつておるのであります。(拍手)われわれがやむを得ずこの二十六日に施政演説をなすべしといふことを上程した責任は、明らかに民自党自身にあると言わざるを得ないのであります。(拍手)ここにおいてわれわれは、石田君がいか

に責任を他に轉嫁してゐるかといふ卑劣なる態度に對して警告を發せざるを得ないのであります。

しかも民自党は、五日の運営委員会には二十二日に施政演説をする、さらに十九日の運営委員会には二十六日に、

さらに二十五日に至つては、いつ施政演説がなされるかわからないという、実に不明きまるる態度を表明しておるのであります。われわれは、絶対多数を持つてゐる民自党のいづこを信じていいであらうか。これは國會のみではなくして、國民全体がすでに民自党に對しては何らの信頼も持つていないといふことを銘記すべきであると思つてあります。(拍手)すなわち諸君は、選挙の際に公約した取引高税の撤廃、あるいは國民の税負担の軽減、あるいは運賃・郵便料金の値上げ反対、あるいは公共事業費の増額による失業対策、これらの公約が今やいづこに行つたのであらうか、明らかに民自党は、すでにこれらの公約を実現することは絶對不可能であると言わざるを得ないのであります。もし民自党が、この公約の実現が不可能であるならば、その責任をすみやかに明らかにすべきだと思ふのであります。

しかも、先ほどの民主黨の田中伊三次君の發言によれば、これは占領下におけるやむを得ない事態であると言ふ。しかし、占領下におけるやむを得ない事態であるならば、何がゆゑにその事態を、目下の交渉がどういふ経過であり、目下の事態が何であるかといふことを、率直に國會並びに國民に表明しないのであるか。もしこれが表明できないならば、かかる絶対多数であるならば、かかる

いであるならば、すみやかにその責任を明らかにし、総辭職をしてしかるべきだと思ふのであります。(拍手)

しかも、國會運営の技術的見地に立つて見ましても、たとえば石炭鉱業の

損失補填に關する件、あるいは産業設備の損失補填に關する件、かかる一切の法案の審議は、明らかに予算と施政演説に關連を持つてゐるのであります。この予算と施政演説の關連なくして委員會においてこれを審議しようといふことは、明らかに民自党が群衆の象をさぐる愚をわれわれに示してゐることだと思ふのであります。

われわれは、かかる見地に立ちまして、しかも民自党の諸君に言いたいことは、諸君は自分の都合のいいことは、たとえば審査委員會のごとく、あるいは非日活動委員會のごとく、反人民的な、反民主的な、自分の都合のいい既成事実だけをどん／＼つくつて行くのであります。(拍手)われわれは、かかる國會を無視し、國民を無視するがごときファシシヨ的な民自党のやり方に対しては絶対反対である。吉田首相はすみやかに二十九日に施政演説をなすべし、この決議案にわが党は全面的に賛成の意を表しまして、私の發言を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) ただいまの林君の發言中不穩當の言葉があつたようでありまして、速記録を取調べた上処置いたします。吉川久衛君。

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議題となりました決議案に對しまして、私は國民協同黨を代表いたしまして賛意を表したいと思ひます。(拍手)

政府は、國會の初めにおいて、その政府の政策、國會に對する態度方針を、本會議を通じて全國民に宣明しなければなりません。これによりまして、政党は、與黨といわず野黨といわ

ず、もろ／＼の議案の審議に對する態度が確定するのであります。國民もまた、これによつて一應の了承をするのであります。

私は、ただいま民主自由黨の石田君、民主黨の大養系でありました、意外に思つたものであります。何となれば、かくのごとき問題は、吉田内閣を不信任するとか糾弾するとかという問題ではなくして、早く國民をして納得させる、國民に安心をさせる、國民の代表であるところの國會議員が重大なるこの國政を眞剣に審議するところの一つの基本的な問題を、ここにはつきりしてくれといふ要請なのであります。しかるに、與黨の諸君が反対をされるというところは、われわれはなほだ了解に苦しむところでありまして。

吉田内閣が國會を召集されてからこの長い間、ほとんど無爲にして政治的空白状態を続けられてゐることは、私は責任ある政府の態度ではないと思ひます。過ぐる第三國會におきまして、吉田内閣総理大臣は、憲政の慣例を無視いたしましたして、遂に施政方針演説を行わず、いな、行い得ない方針をもつて國會に臨むという不見識きわまる頭迷さには、國民ひとしく遺憾の意を表したものであります。かくのごとき前歴を持つておるところの吉田内閣総理大臣は、はたして今回もまた施政方針演説を行ふ意思ありやいなやをさえ、われわれは疑わざるを得ないのであります。

政府は、予算案の編成ができなければ總理の施政方針は述べられない、かような考えをお持ちのようでありまして

が、かくのごとき考え方はすみやかに一掃されまして、予算編成に対する態度方針を明らかにするところの大綱のみにてすみやかに決定されて、これに基いて施政方針演説をなさるべきであります。方針はあくまでも方針ではあります。ただ責任あるところの方針を述べられるならば、國民は一應了とされるでありましょう。在野日時を無爲にして経過することは、いたずらに國民をして迷わしめ、経済復興を初めとして祖國再建の妨げになるということを憂慮せざるを得ないのであります。もしかりに予算の提出が必要であるとすれば、閣僚方面を納得せしめるような政策を樹立するか、あるいは了解を與えしめるような最大の努力が拂はれるべきでありまして、そのために長い時間を要するのだとすれば、筋の通らないところの政策をもつて閣僚方面の了解を求めんとしているのか、あるいはまた政府の無能を暴露するものと断ぜざるを得ないのであります。

民自党の公約のごときは、実現のためには相当の歳月を要するものであります。公約自体に欠陥を包蔵するものであります。今ごろ資本主義政策だとか、自由経済だとかいうような反動的謬見にとらわれていないで、國民の最大多数の最大幸福を念願するような、責任ある政治、偽りのないところの政策を敢行されんことを望んでやみません。國民は知りたい。政党は聞きたい。一日も早く、少くとも二十九日までには、内閣総理大臣の施政方針演説によつて、吉田内閣の性格と、そして第五國會に對するところの態度

方針を宣明せられんことを望んでやみません。この要請にこたえることがすなわち内閣総理大臣の責務であるといふことを深く肝に銘じていただきたい。これをもちつて賛成演説にかえる次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 石野久男君。

〔石野久男君登壇〕

○石野久男君 私は、ただいま上程されております決議案に對しまして、労働者農民党を代表して賛成の意を表する者でございます。(拍手)

第五國會が開会されましたから、すでに四十数日を経過しております。今日、なお総理大臣の施政演説が行われぬという事は、絶対多数をとつておられます民自党が、その絶対多数の意味をどのように國會において理解しておるのかと云ふことを、私は理解するに苦しむのでございます。私も二十四年度におけるところの、日本の置かれております危機を、吉田内閣がどのようにして抜け切れるかといふことについて、大きな危機を持つております。これは同時に國民の危機でもあります。

今日上程されました決議案については、さきに石田博英君が、この上程案は、政府がこの危機を脱皮するために最善の努力をしておる、その努力をばむものであるといふことを言われた。これは、われわれの非常に不可解な言葉でございます。この決議案は、國民が、今國會において政府が何をなそうとしておるかといふことについて、の大きな期待をいたし、モットーを探し出そうとしておる、その國民の眞意を表明して、野党の各派が政府に對し

て、一日も早く施政演説及び予算案の上程を願つておる決議案である。これは決して野党の——ただ野党だけの興望ではない。民主自由党を支持された國民の多くの心からなる興望であり、要求であり、願ひであるのであります。にもかかわらず、石田博英君は、最善の努力をばむものであるといふように言われておることは、実に不可解じくである。これは、民主自由党が絶対多数を持つておるにもかかわらず、その施策を天下に表明し、それを國會に表明するの實力を持たない、實に無能を暴露するものであると断ぜざるを得ないのでございます。(拍手)われわれは、この眞剣な國民の興望に對して、一日も早く政府が眞意を披瀝して、この決議案に賛意を表し、しかも國民に對しては信頼を與え、絶対多数を持つておるところの民主自由党がほんとうに危機を乗り切るという眞つ裸の姿を表明するためにも、一日も早く首相の施政演説及び財政政策の方途を示されんことを要望するものであります。

今われわれは、いさゝか経済的な、あるいは政治的な面からするところの、日本の向つて行く姿に對して危機を持つておる。そのときに、私たちは、すでに國會の審議を経なければならぬ法案を次に上程されておるものであります。これらの審議が、施政演説、政府の方途が示されないで、いかにしてなし得るかといふことを靜かに考えなければいけない。私たちは、國民のこの興望にこたえても、いたずらに黨の無能を暴露することなく、二百六十数名を持つておるところの民主自由党がほんとうに眞剣な、國民多数の

興望になつた党としての眞摯な態度を表明されんことを望むものであり、もしこれができないならば、おそらく二百六十数名の絶対多数は、かげろうのごとき党であらうと、私は存するのであります。(拍手)このような党であつてはいけません。一日も早くその強力な吉田施政がこの國會において表明されんことを願つて、われわれは、この決議案に賛意を表するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立少数。よつて本案は否決せられました。

第二 日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(岩本信行君) 日程第二、日本專賣公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長川野芳滿君。

日本專賣公社法の一部を改正する法律案

日本專賣公社法の一部を改正する法律案

日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「三月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

附則第一項中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔川野芳滿君登壇〕

○川野芳滿君 ただいま議題となりました日本專賣公社法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法の内容は、第三國會において可決せられました日本專賣公社法が本年四月一日より施行されることになつておりますのを、行政機構刷新及び人員整理の方針と関連して、その施行期日を本年六月一日に延期せんとするものであります。

大蔵委員会におきましては、三月二十四日、本案の付託をうけ、二十六日に政府委員より提案理由の説明を聴取した後、社会党の田中君より、再度延期のおそれなきや等に関し、また共産党の風早君より、專賣権の外國譲渡の問題等に関し質疑があり、それに対して政府委員よりそれへ答弁がありました。ついで、討論を省略して採決に入り、多数をもつて可決いたしました次第であります。

以上をもつて、はなはだ簡単でございますが、御報告といたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、配炭公團法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

配炭公團法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員会理事神田博君。

配炭公團法の一部を改正する法律案

配炭公團法の一部を改正する法律

配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「四月一日」を「七月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔神田博君登壇〕

○神田博君 ただいま議題となりまし

た配炭公團法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

本案は、去る三月二十六日に本委員会に付託されました。その趣旨といたしますところは、配炭公團法は基礎物資たる石炭及びコークス等の一手買取販賣機関たる配炭公團の組織法でありまして、昭和二十二年四月に制定されたものであり、本年四月一日に失効することになっておりますが、昨今の石炭情勢に相当変化がありましたため、本公團の組織及び運営につきまして再検討を加えるべき時機に立ち至つておるとも考えられますが、これを今ただちに廃止することは困難なる事情がありますので、一方新しい事態に對する方策の決定実施までにはなお若干の期間を存続することが適當と考えられますので、とりあえず本法の有効期間を三箇月間延長したいというのであります。

本委員会におきましては、本二十八日に委員会を開き、本案の審査に入りました。まず民主自由党門脇委員より、本法三箇月間延長後の腹案等につき質問がありました。次いで日本共産党藤澤委員より、本法三箇月間延長の理由や、昨年末の石炭情勢の変化、あるいは本法立案の際には石炭配給機構改善協議会を設置して検討したと聞いておるが、改廃の際もこのような方法をとるつもりであるかどうかという質問があつたのであります。これに對し、有田政府委員よりそれぞれ答弁がありました。

これにて質疑を終了しましたが、本

改正案は眞に当然なるものと認めましたので、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第でございます。

以上をもちまして委員長報告を終りたいと思ひます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員長倉石忠雄君。

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法(昭和二十

三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
附則第一項中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○倉石忠雄君 ただいま議題となり

ました。政府提出にかかる公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案の、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、本年四月一日より実施予定の公共企業体労働関係法の施行を、公共企業体の発足が六月一日に延期されるので、これと符節を合せる必要上六月一日に延期することを目的として、本月二十四日、本國会に提出せられ、労働委員会に付託となつたのでござい

ます。従ひまして、本委員会は三月二十六日委員会を開催し、審議をいたしました次第でございます。政府からは鈴木労働大臣その他の政府委員が出席せられ、提案理由の説明、答弁があつたのでござい

ます。以下、その主要な点を申し上げます。れば、公共企業体労働関係法は昨年十二月制定公布され、本年四月一日より実施されることになつていたのであります。したが、今回行政機構の整備等に関連いたしました公共企業体の発足を六月一日といたし、これに関連して、日

本専賣公社法及び日本國有鉄道法の施行を六月一日に延期いたします法律案を別にこの國会に提出いたしましたので、これに符節を合せます必要上この法律案を提出いたし、公共企業体労働関係法の施行を六月一日に延期するの、本案の趣旨並びに内容であります。

次に、本案に対する質疑のおもなるものは、共産党春日正一君より実施延期の理由に關しての質疑に對しまして、鈴木労働大臣より、今回行政機構の整備等に関連いたしました、公共企業体の発足を六月一日といたし、これに関連して日本専賣公社法及び日本國有鉄道法の施行を六月一日に延期いたしましたので、これに符節を合せます必要上この法律案を提出いたし、公共企業体労働関係法の施行を六月一日に延期いたしましたのでありますとの答弁があり、質疑を終了いたしました討論に入りました。

まず共産党春日正一君より、総理大臣の施政演説もまだ行われず、その方針も明らかでない今日、何ゆゑに四月一日実施の法律を六月一日に延ばす必要があるかとの本案に對する反對討論があつたのでござい

ます。また民主

以上、簡単にござい

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。経済安定委員長小野瀬忠兵衛君。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十四年四月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔小野瀬忠兵衛君登壇〕

○小野瀬忠兵衛君 たいだいま議題となりました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、御承知のごとく國家總動員法その他戦時統制諸法令廃止のあとを受けまして、戦後の窮迫情勢に對しわが國の經濟復興をはかるために必要なる經濟統制を実施いたします根拠法規として、昭和二十一年十月制定せられたものであります。従つて、これは非常立法であり、あくまでも暫定的の立法でありますから、その附則において「昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部の廃止の時の何れか早い時に、その効力を失ふ」と規定して、その趣旨を明確にしてあるのであります。しかるに、昨年三月末をもつて一應その有効期限が切れたのであります。が、當時はなお本法の存続を必要とする經濟狀況にありましたために、その有効期限を一箇年、すなわち本年三月末まで延長したのであります。最近わが國の經濟も漸次安定復興を見つつありますが、未だ全般的には物資需給のバランスを回復するに至つておりませず、今後少くとも一箇年間は引き続き有効適切な統制を実施する必要があると認められますので、本法の有効期間

をさらに一箇年延長せんとするのが、本改正法律案の要旨であります。本案については、去る二十四日提案理由の説明を聴取し、引続き二十六日及び二十八日に審議をいたしました。委員会におきましては、本案の重要性にかんがみ、その審議にあつては特に慎重を期し、資料の要求はもちろん、委員諸君と政府委員との間には終始熱心なる質疑應答がかわされましたが、最も論議の焦点となりましたのは、政府の經濟統制に關する一般政策との関連及びその実施方策等についてでありました。

特に、本法の制定にあたり、政府は生産者代表等よりなる統制審議委員會の設置等民間の意向を尊重反映する統制を行つて表明されたにもかかわらず、その後これが実行せられず、とかく統制が官僚の一方的決定によつて実施される傾向があつたことについて、今後本法を再検討してこれを根本的に改革すべきではないかという質疑がありました。これに對して政府は、必要なる統制をでき得る限りすみやかに解除するとともに、その民主的な実施と政策の実現は時宜に即して漸次これを行ひ、一般の輿論に沿ひたい旨の答弁がありました。なおその間に懇談會を開き、基本的なる問題について忌憚なく意見の交換を行いましたことを、ここに付け加えておきます。

かくて、本日討論に入りましたが、小会派を代表して羽田野委員、社会党を代表して勝間田委員、民主党を代表して高橋委員、民主自由党を代表して中村委員がそれぞれ賛成意見を述べられ、また共産党を代表して高田委員から反対意見を述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多数をもつて原案通り可決されました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立者多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この際林君に申し上げますが、速記録を調べましたところ、先ほどの發言中「云々の言葉はいかににも不穩」と認めますから、御本人から取消されたならばいかがでありますか。この点林君に伺います。

○林百郎君 議長の御忠告の通り取消します。

○山本猛夫君 残余の日程は延期し、明日二十九日定刻より本會議を開くこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

本日これにて散会いたします。
午後四時三十八分散会

出席國務大臣
内閣總理大臣 林 譲治君
臨時代理 厚生大臣 林 譲治君
商工大臣 稻垣平太郎君

労働大臣 鈴木 正文君
國務大臣 青木 孝義君
國務大臣 山口 喜久一郎君
出席政府委員
内閣官房長官 増田甲子七君
大藏政務次官 中野 武雄君

〔朗誦を省略した報告〕
一、去る二十六日本院は昭和二十四年政令第五十三号外國爲替管理委員會令第十九條の規定により、外國爲替管理委員會の委員長に木内信胤君を任命したことにつき事後承認することに議決した旨参議院に通知した。
一、去る二十六日小林参議院事務局長から大池總長宛の通り副議長を選挙した旨の通知書を受領した。
一、去る二十六日松平参議院議長から幣原議長宛、参議院は兩院法規委員會の委員辭任による補欠として次の通り選挙した旨の通知書を受領した。
辭任 黒田 英雄君
同 高瀬 莊太郎君
補欠 大野 幸一君
同 田中耕太郎君
一、去る二十六日幣原議長は、吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
食糧管理局長官 安孫子藤吉
長(畜産局畜政課 伊藤 嘉彦
長(農林事務官 伊藤 嘉彦
一、去る二十六日理事互選の結果次の通り当選した。
地方行政委員會
理事 千葉 三郎君
大藏委員會
理事 荒木萬壽夫君

文部委員会

理事 長野 長廣君

水産委員会

理事 小松 勇次君

労働委員会

理事 川崎 秀二君

建設委員会

理事 天野 久君

一、去る二十六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
地方行政委員会

理事

橋本 龍伍君（理事井手光治君去る二十二日委員辞任につきその補欠）

理事

久保田鶴松君（理事門司亮君去る二十六日理事辞任につきその補欠）

労働委員会

理事

福永 健司君（理事山口六郎次君去る二十四日委員辞任につきその補欠）

議院運営委員会

理事

椎熊 三郎君（理事田中伊三次君去る二十四日理事辞任につきその補欠）

一、去る二十六日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

中曾根康弘君

予算委員

北村徳太郎君

大蔵委員

北村徳太郎君

予算委員

中曾根康弘君

一、去る二十六日議員から提出した議案は次の通りである。
内閣総理大臣の施政方針演説に関する決議案（米窪満亮君外百十五名提出）

一、去る二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

酒類配給公團法の一部を改正する法律案

配炭公團法の一部を改正する法律案

一、去る二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

内閣総理大臣の施政方針演説に関する決議案

一、去る二十六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

一、去る二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

酒類配給公團法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）

大蔵委員会 付託
配炭公團法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六号）

商工委員会 付託
一、去る二十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第一四号）

農林委員会 付託
一、去る二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

一、去る二十六日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

内閣総理大臣の施政方針演説に関する決議案（北村徳太郎君外三十六名提出）

一、去る二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

上田織維専門学校の単科大学昇格に関する質問主意書（降旗徳弥君外三名提出）